様式第１号（第５条関係）

南伊豆町猫の保護器貸出申請書

　　年　　月　　日

南伊豆町長　様

申請者　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話

飼い主のいない猫の避妊去勢手術を行うために、次の事項について同意・確認し、猫の保護機の貸出を申請します。

　なお、機器の設置に際しては、良好な管理の下、近隣の生活安全上支障がない方法で使用します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【希望台数】 | 台  （貸出状況により、希望台数を貸し出せない場合があります。） | |
| 【借用期間】 | 年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで  （借用期間は30日以内です。） | |
| 【設置予定場所】 | 南伊豆町　　　　　　　　　　　　　　　　　（自宅・その他）  自宅以外の場合、設置の合意の相手方氏名 | |
| 同　意　・　確　認　事　項 | | 確認欄 |
| 猫の保護器は避妊去勢手術のための猫の保護以外には使用しません。 | | □ |
| 猫の保護器の設置に必要な器具等は申請者の負担とします。 | | □ |
| 他の者及び財産に損害等を与えないよう責任をもって猫の保護器を管理・使用し、トラブルについての損害責任は、全て申請者の責任とします。また、発生したトラブルの対応については、誠意をもって対応します。 | | □ |
| 猫の保護器を毀損又は滅失した場合は、申請者が責任をもって借り受けた時と同程度の状態にして返却又は同等品を賠償します。 | | □ |
| 他の者に貸与・譲渡・売却等はしません。 | | □ |
| 猫の保護器を清掃及び消毒し、借り受けた時と同程度の状態で返却します。 | | □ |
| 猫を遺棄することは、動物の愛護及び管理に関する法律第44条第３項で禁止されています。（１年以下の懲役又は100万円以下の罰金） | | □ |
| 猫をみだりに傷つける行為は、同法律第44条第１項で禁止されています。（５年以下の懲役又は500万円以下の罰金） | | □ |

【町記入欄】　貸出審査：　可　・　不可

　　　　　　　　貸出日：　　　　年　　　月　　　日　　貸出台数：　　　　　台

　　　　　　　　返却日：　　　　年　　　月　　　日